

配食サービスの注意事項

- 昼食だけでなく、夕食、土日祝日（年末年始含）もお弁当の配達をいたします。
- お弁当は業者による配達で、配食券と引き換えになります。
- お弁当の注文や配食券の販売は、社協でとりあつかいます。
- 取り消し（キャンセル）は、前日の正午までに社協または、お弁当業者までご連絡ください。

○配食サービスについて（これから、お弁当を食べてみたいと思っている方）

「配食サービスの利用対象者は？」

自分で食事の支度をするのが困難で、かつ扶養義務者から食事の提供を受けることが困難な状況にある町内在住のひとりぐらし高齢者及び高齢者夫婦世帯等です。食生活の維持向上を支援するとともに、安否確認、孤独感の軽減を図ることを目的に1食500円で利用できます。

「配食サービスの申込みはどうするの？」

町介護課にお申込みください（電話62-3700 月曜日～金曜日・土日祝日、年末年始除く）

※申込み・決定は、町介護課

「お弁当の注文はどうするの？」

まずは社協にご連絡ください。（原則、毎月中旬に来月の注文予定をお聞きします）

「配食券てなんですか？」

1冊10枚綴（5,000円）の券を購入していただきます。（配食券は社協で販売）

「連絡先」

社会福祉協議会（電話62-3700 月曜日～金曜日・土日祝日、年末年始除く）

お弁当業者（電話62-7080 土日祝日・年末年始も受付）

湯河原町介護課（電話63-2111 土日祝日・年末年始も受付）

※詳細につきましては、お問合わせください。